

広島市規則第 1 1 号

令和 8 年 3 月 1 1 日

広島市心身障害者福祉センター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市心身障害者福祉センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(広島市心身障害者福祉センター条例施行規則の一部改正)

第 1 条 広島市心身障害者福祉センター条例施行規則（昭和 5 8 年広島市規則第 7 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 条例第 1 4 条第 1 項の規定により障害者福祉センターの管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、第 1 項に規定する休館日に開館し、若しくは同項に規定する開館時間を延長し、又は前項第 2 号に掲げる施設における事業を同号に掲げる日において行うことができる。

第 5 条第 4 項中「同項の」及び「第 4 項の」を削る。

(広島市障害者デイサービスセンター条例施行規則の一部改正)

第 2 条 広島市障害者デイサービスセンター条例施行規則（平成元年広島市規則第 1 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 条例第15条第1項の規定により障害者デイサービスセンターの管理を同項の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休館日に開館し、又は同項に規定する開館時間を延長することができる。

第4条第4項中「同項の」及び「第4項の」を削る。

（広島市皆賀園条例施行規則の一部改正）

- 第3条 広島市皆賀園条例施行規則（平成10年広島市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 条例第9条の規定により皆賀園の管理を同条の指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合においては、当該指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項に規定する休園日に開園し、又は同項に規定する開園時間を延長することができる。

第8条中「同条の」及び「第8条の」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。